

※ 保存期間30年(令和32年3月31日まで)

○徳島県警察運営総合企画委員会専門部会設置運用要領の制定について（通達甲）

（令和元年5月29日徳企第88号）

この度、徳島県警察運営総合企画委員会設置規程（昭和47年徳島県警察本部訓令第19号）第5条の規定に基づき、徳島県警察運営総合企画委員会の諮問機関として専門部会を設置することに伴い、別添のとおり徳島県警察運営総合企画委員会専門部会設置運用要領を制定し、令和元年5月29日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、徳島県警察運営総合企画委員会専門部会設置運用要領の制定について（平成30年4月1日徳企第4号）は、廃止する。

別添

徳島県警察運営総合企画委員会専門部会設置運用要領

第1 趣旨

この要領は、徳島県警察運営総合企画委員会設置規程(昭和47年徳島県警察本部訓令第19号)第7条第2項の規定に基づき、徳島県警察運営総合企画委員会(以下「委員会」という。)に設置する専門部会等の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 専門部会

- 1 委員会に設置する専門部会は、警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進部会(以下単に「部会」という。)とする。
- 2 部会の構成及び調査・研究事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 構成

ア 部会長 警務部長

イ 部会員 庶務担当課長、警務部各課長(警務部警務課長を除く。)及び地域課長

(2) 調査・研究事項

ア 警戒の空白を生じさせないための組織運営の在り方に関すること。

イ 業務運営の基本的指針、計画等の策定(廃止及び重要な改定を含む。)に関すること。

ウ 組織運営の刷新や業務の合理化・効率化に関すること。

エ 警察組織の大規模な改編に関すること。

オ 警察施設の長期的な整備計画に関すること。

- 3 部会の事務は、警務部総務企画課において処理する。

第3 部会の開催等

- 1 部会は、必要の都度、部会長が部会員を招集し、開催する。
- 2 部会長は、部会員以外の職員及び部外の学識経験者を専門部会に出席させることができる。
- 3 部会長は、調査・研究事項の内容により、一部の部会員のみで部会を開催することができる。
- 4 部会長は、部会を開催したときは議事録を作成し、委員会に報告しなければならない。

第4 作業班の設置

- 1 部会長は、必要により関連資料の収集、関係機関等への照会及び部会における検討のための素案の作成等に係る具体的な調査、検討等を行わせるため、作業班を設けることができる。
- 2 作業班は、班長、副班長及び班員で構成する。
- 3 班員の選定及び運用は、警務部長が定める。

第5 徳島県警察明るい職場づくり推進協議会運営要領の一部改正

徳島県警察明るい職場づくり推進協議会運営要領の制定について(平成15年12月2日徳務甲第742号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕